

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法令名	児童扶養手当法
根拠条項	第13条の2
処分の概要	支給の制限
法令の定め	<p>手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第1号、第2号又は第4号のいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第1号、第3号又は第4号のいずれかに該当するときは、当該児童については、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。</p> <p>一 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。</p> <p>二 父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつていないとき。</p> <p>三 母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつていないとき。</p> <p>四 父又は母の死亡について労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに相当する給付（以下この条において「遺族補償等」という。）を受けることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。</p> <p>2 手当は、受給資格者が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。</p> <p>一 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。</p> <p>二 遺族補償等（父又は母の死亡について支給されるものに限る。）を受けることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。</p>
処分基準	判断基準が法令の定めにおいて具体的に規定し尽くされている。
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	○各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課 ○保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課自立支援係 (電話番号：011-204-6328)
備考	(公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html)